

蒲郡駅事件への最高裁の上告棄却に断固抗議する！

7月7日、最高裁判所は、蒲郡駅事件（刑事事件）の上告を棄却するという反動的な決定を下した。

棄却理由は、「弁護人の上告趣意は事実誤認の主張であり、被告人本人の上告趣意は違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、上告理由に当たらない」というものである。

ふざけるのもいい加減にしろ！

私たちJR東海労名古屋地本は、この反動決定に怒りを込めて弾劾する。最高裁の暴挙は絶対許さない。

初審・控訴審における判決は、刑事事件の大前提たる証拠主義が全く無視されている。推論に推論を積み重ねた、全く合理性のない判決なのだ。推認や憶測で無実の人間を犯罪者に仕立て上げるその行為を重大な人権侵害と言わずして何と云うのか。まさに最初に犯人ありきのJR総連・JR東海労の組織と運動を破壊することを目的とした政治弾圧事件であり、事実・真実に基づいたことが一切審理されていない裁判である。私たちは、断じて認めることはできない。

私たちは、今日までの反動判決を許さず、加藤誠二さんの完全無罪と早期職場復帰を掲げ闘いを広範につくりだしてきた。

私たちJR東海労名古屋地本は、一切の妨害と敵対を跳ね返し、さらに団結を打ち固め闘いを強化する！

必ずや加藤誠二さんを職場に奪還するまでたたかう！

美世志会の完全無罪・職場復帰を勝ちとるまでたたかう！

私たちの仲間を国政に送り出す闘いに勝利することによって反撃する！

2010年7月9日

JR東海労働組合
名古屋地方本部